

# 様式 1

## 指定管理者の管理運営評価結果（令和3年度の評価）

### 1 基本情報

|        |   |     |     |
|--------|---|-----|-----|
| 施設名    | 武豊町高齢者生きがいセンター  |     |     |
| 所在地    | 武豊町字平海道 76 番地 1   |     |     |
| 指定管理者  | 公益社団法人 武豊町シルバー人材センター  | 所管課 | 福祉課 |
| 指定期間   | 平成3年4月1日から令和10年3月31日まで<br>(開始年月日 平成18年4月1日)   |     |     |
| 施設概要   | 敷地面積 1,036.81 m <sup>2</sup> 、主な建物の延べ床面積 623.10 m <sup>2</sup><br>開館時間 9時00分～16時30分<br>休館日 土曜日、日曜日及び年末年始(12/28～1/4) |     |     |
| 設置目的   | 高齢者の生きがい活動の推進を図る  |     |     |
| 主な業務内容 | ・武豊町高齢者生きがいセンターの利用の許可に関する業務<br>・武豊町高齢者生きがいセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務<br>・就業活動等の実施に関する業務<br>・その他町長が必要と認める業務              |     |     |

### 2 利用状況等

| 区分        | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 利用者延人数(人) | 3,294  | 2,902  | 3,282 | 3,511 | 3,670 |
| 就業実人員(人)  | 226    | 242    | 232   | 234   | 232   |
| 就業率(%)    | 79.3   | 81.8   | 73.7  | 75.2  | 74.4  |

### 3 収支状況

(単位:千円)

| 区分        | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 収入計       | 1,978  | 1,978  | 1,978 | 1,978 | 2,400 |
| 指定管理料     | 1,978  | 1,978  | 1,978 | 1,978 | 2,400 |
| 利用料金収入    | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| その他       | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     |
| 支出        | 2,363  | 2,198  | 2,538 | 2,380 | 2,467 |
| 差(収入-支出)※ | △385   | △220   | △560  | △402  | △67   |

※(公社)武豊町シルバー人材センターが施設を利用等しているため、武豊町シルバー人材センター事業費より差額を負担。

#### 4 評価結果

| 総合評価 | 総合評価内容   | 区分名称       | 項目別評価 | 特記事項                                   |
|------|--|------------|-------|--|
| ○    | 施設管理について、経年劣化による老朽化及び故障が見られ、必要に応じて迅速な対応ができています。サービスの維持・向上においては、コロナ禍の状況においても施設の利用人数・会員数が増加。就業実人数についても微減しているが、維持している。運営等の安定性においては適切な人員を配置し、施設利用者や会員からの苦情もなく、運営されている。また、指定管理料よりも支出が上回っているが、シルバー人材センター事業全体での事業費で補っている。 | 施設の適正な管理   | ○     | 必要に応じて迅速な対応ができています。                    |
|      |  | サービスの維持・向上 | ○     | コロナ禍の状況においても施設の利用人数、会員数が前年よりも向上している。   |
|      |  | 運営等の安定性    | ◎     | 指定管理料以上の支出は、シルバー人材センター事業全体での事業費で補っている。 |

#### 【評価区分】

- ◎：協定書等の水準よりも優れた内容である（評価項目がすべて○以上であり、かつ◎が過半数である）
- ：協定書等の水準に概ね沿った内容である（評価項目がすべて△以上であり、かつ○以上が8割以上である）
- △：協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある（評価項目がすべて△以上である）
- ×：協定書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な内容である（評価項目に×が含まれている）

#### 今後の対応等

全ての項目において町の求めている水準を満たしており、町から特別指導をすることはないが、利用者の満足度や利用料収入、協定書等の水準を満たす内容の取組等について、引き続き指定管理者と更なる改善に努めていきたい。

#### 5 その他